

令和8年度

矢板市予算書

矢板市

# 令和8年度矢板市予算目次

1. 一般会計予算	1
2. 介護保険特別会計予算	9
3. 国民健康保険特別会計予算	13
4. 後期高齢者医療特別会計予算	17
5. ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算	19
6. 水道事業会計予算	21
7. 下水道事業会計予算	25



# 一 般 会 計



## 議案第1号

### 令和8年度矢板市一般会計予算

令和8年度矢板市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,982,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		4,769,080
	1 市 民 税	1,945,581
	2 固 定 資 産 税	2,313,182
	3 軽 自 動 車 税	113,030
	4 市 た ば こ 税	226,279
	5 入 湯 税	900
	6 都 市 計 画 税	170,108
2 地 方 譲 与 税		175,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	28,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	100,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	47,000
3 利 子 割 交 付 金		4,000
	1 利 子 割 交 付 金	4,000
4 配 当 割 交 付 金		24,000
	1 配 当 割 交 付 金	24,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		35,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	35,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		70,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	70,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		816,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	816,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		29,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	29,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1
10 地 方 特 例 交 付 金		53,400
	1 地 方 特 例 交 付 金	52,800
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	600
11 地 方 交 付 税		3,158,000
	1 地 方 交 付 税	3,158,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,000

(単位：千円)

款	項	金額
13 分担金及び負担金		44,966
	1 分担金	1,800
	2 負担金	43,166
14 使用料及び手数料		156,188
	1 使用料	88,470
	2 手数料	67,718
15 国庫支出金		2,339,880
	1 国庫負担金	1,796,622
	2 国庫補助金	531,090
	3 委託金	12,168
16 県支出金		1,226,376
	1 県負担金	720,696
	2 県補助金	444,396
	3 委託金	61,284
17 財産収入		42,843
	1 財産運用収入	38,363
	2 財産売払収入	4,480
18 寄附金		58,000
	1 寄附金	58,000
19 繰入金		1,053,703
	1 基金繰入金	1,031,859
	2 特別会計繰入金	21,844
20 繰越金		250,000
	1 繰越金	250,000
21 諸収入		488,963
	1 延滞金、加算金及び過料	3,501
	2 市預金利子	3,247
	3 貸付金元利収入	205,000
	4 雑収入	277,215
22 市債		2,184,600
	1 市債	2,184,600
歳入	合計	16,982,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		146,826
	1 議 会 費	146,826
2 総 務 費		1,672,886
	1 総 務 管 理 費	1,266,393
	2 徴 税 費	224,612
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	118,225
	4 選 挙 費	16,264
	5 統 計 調 査 費	26,203
	6 監 査 委 員 費	21,189
3 民 生 費		5,332,953
	1 社 会 福 祉 費	3,048,202
	2 児 童 福 祉 費	1,900,090
	3 生 活 保 護 費	384,660
	4 災 害 救 助 費	1
4 衛 生 費		1,034,240
	1 保 健 衛 生 費	631,963
	2 清 掃 費	402,277
5 労 働 費		17,974
	1 労 働 諸 費	17,974
6 農 林 水 産 業 費		620,777
	1 農 業 費	534,930
	2 林 業 費	85,847
7 商 工 費		596,120
	1 商 工 費	596,120
8 土 木 費		1,873,717
	1 土 木 管 理 費	108,481
	2 道 路 橋 り よ う 費	757,925
	3 河 川 費	27,659
	4 都 市 計 画 費	595,867
	5 住 宅 費	383,785
9 消 防 費		633,615
	1 消 防 費	633,615
10 教 育 費		3,697,227

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教育総務費	399,328
	2 小学校費	2,217,364
	3 中学校費	245,326
	4 社会教育費	549,799
	5 保健体育費	285,410
11 災害復旧費		6
	1 農林水産施設災害復旧費	3
	2 公共土木施設災害復旧費	3
12 公債費		1,334,999
	1 公債費	1,334,999
13 諸支出金		660
	1 普通財産取得費	660
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出	合計	16,982,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度栃木県信用保証協会の矢板市中小企業振興資金(緊急経営強化支援資金)融資保証に対する損失補償	令和8年度から 令和15年度まで	令和8年度の融資額のうち栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から株式会社日本政策金融公庫が支払う保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額
令和8年度栃木県信用保証協会の矢板市中小企業振興資金(創業資金)融資保証に対する損失補償	令和8年度から 令和15年度まで	令和8年度の融資額のうち栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から株式会社日本政策金融公庫が支払う保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額
令和8年度栃木県信用保証協会の矢板市中小企業振興資金(創業資金)利子補給金	令和8年度から 令和15年度まで	令和8年度の融資額のうち中小企業創業支援資金融資利子補給金交付要綱第3条に基づき算出した額
農業振興地域整備計画変更業務	令和9年度	3,000
令和8年度企業立地奨励金	令和9年度から 令和10年度まで	176,000
栃木県議会議員選挙費	令和9年度	1,541
矢板市議会議員選挙費	令和9年度	267

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧法務局倉庫解体事業	9,000	普通貸借	4.0%以内	借入の日から30年以内
団体営土地改良事業	2,800	又 は	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	とし、その他については
農地耕作条件改善事業	19,800	証券発行		借入先融資条件による。
道路整備事業	243,500			ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期
河川整備事業	14,800			限を短縮し、又は繰上償
街路事業	69,100			還若しくは低利に借換え
老朽公営住宅解体事業	325,700			することができる。
消防防災施設整備事業	19,800			
小学校教育施設等整備事業	1,240,500			
文化会館解体事業	239,600			



# 介 護 保 険 特 別 会 計



## 議案第2号

### 令和8年度矢板市介護保険特別会計予算

令和8年度矢板市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,082,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		716,397
	1 介 護 保 険 料	716,397
2 使 用 料 及 び 手 数 料		31
	1 手 数 料	31
3 国 庫 支 出 金		691,076
	1 国 庫 負 担 金	519,592
	2 国 庫 補 助 金	171,484
4 支 払 基 金 交 付 金		780,289
	1 支 払 基 金 交 付 金	780,289
5 県 支 出 金		409,397
	1 県 負 担 金	399,345
	2 県 補 助 金	10,052
6 財 産 収 入		5,990
	1 財 産 運 用 収 入	5,990
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		472,614
	1 一 般 会 計 繰 入 金	472,614
9 繰 越 金		6,200
	1 繰 越 金	6,200
10 諸 収 入		5
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		3,082,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		86,118
	1 総 務 管 理 費	42,529
	2 徴 収 費	13,229
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	29,965
	4 趣 旨 普 及 費	395
2 保 険 給 付 費		2,827,500
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,627,200
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	64,000
	3 そ の 他 諸 費	2,800
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	56,500
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	8,700
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	68,300
3 地 域 支 援 事 業 費		69,058
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	42,410
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	5,376
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	21,092
	4 そ の 他 諸 費	180
4 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1
5 基 金 積 立 金		72,479
	1 基 金 積 立 金	72,479
6 諸 支 出 金		21,844
	1 繰 出 金	21,844
7 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	3,082,000



# 国民健康保険特別会計



議案第3号

令和8年度矢板市国民健康保険特別会計予算

令和8年度矢板市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,368,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 險 税		631,258
	1 国 民 健 康 保 險 税	631,258
2 一 部 負 担 金		2
	1 一 部 負 担 金	2
3 使 用 料 及 び 手 数 料		600
	1 手 数 料	600
4 国 庫 支 出 金		4,401
	1 国 庫 補 助 金	4,401
5 県 支 出 金		2,442,565
	1 県 補 助 金	2,442,565
6 財 産 収 入		3,614
	1 財 産 運 用 収 入	3,614
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		267,353
	1 他 会 計 繰 入 金	244,438
	2 基 金 繰 入 金	22,915
9 繰 越 金		15,000
	1 繰 越 金	15,000
10 諸 収 入		4,106
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3,002
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1,103
歳 入 合 計		3,368,900

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		65,741
	1 総 務 管 理 費	43,474
	2 徴 税 費	21,910
	3 運 営 協 議 会 費	357
2 保 険 給 付 費		2,387,702
	1 療 養 諸 費	2,048,202
	2 高 額 療 養 費	330,397
	3 移 送 費	100
	4 出 産 育 児 諸 費	6,003
	5 葬 祭 諸 費	3,000
3 国民健康保険事業費納付金		847,070
	1 医 療 給 付 費 分	550,996
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	211,729
	3 介 護 納 付 金 分	63,301
	4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	21,044
4 共 同 事 業 抛 出 金		126
	1 共 同 事 業 抛 出 金	126
5 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1
6 保 健 事 業 費		53,546
	1 保 健 事 業 費	10,640
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	42,906
7 積 立 金		3,614
	1 基 金 積 立 金	3,614
8 諸 支 出 金		6,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,100
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	3,368,900



# 後期高齢者医療特別会計



議案第4号

令和8年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度矢板市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ576,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		467,235
	1 後期高齢者医療保険料	467,235
2 使用料及び手数料		31
	1 手 数 料	31
3 繰 入 金		105,401
	1 一 般 会 計 繰 入 金	105,401
4 繰 越 金		3,000
	1 繰 越 金	3,000
5 諸 収 入		1,033
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	1,030
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		576,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		7,586
	1 総 務 管 理 費	3,809
	2 徴 収 費	3,777
2 後期高齢者医療広域連合納付金		565,084
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	565,084
3 諸 支 出 金		1,030
	1 償還金及び還付加算金	1,030
4 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		576,700

ハッピーハイランド矢板排水処理事業  
特 別 会 計



議案第5号

令和8年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算

令和8年度矢板市のハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		9,575
	1 使 用 料	9,574
	2 手 数 料	1
2 財 産 収 入		228
	1 財 産 運 用 収 入	228
3 繰 越 金		1,696
	1 繰 越 金	1,696
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		11,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		10,972
	1 総 務 管 理 費	824
	2 施 設 管 理 費	10,148
2 積 立 金		228
	1 基 金 積 立 金	228
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		11,500

# 水道事業会計



議案第6号

令和8年度矢板市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度矢板市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数      | 13,000戸                  |
| (2) 年間給水量     | 3,265,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量   | 8,945 m <sup>3</sup>     |
| (4) 主要な建設改良事業 | 施設整備事業 事業費 413,703千円     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- |            |           |
|------------|-----------|
| 第1款 水道事業収益 | 841,000千円 |
| 第1項 営業収益   | 760,855千円 |
| 第2項 営業外収益  | 80,142千円  |
| 第3項 特別利益   | 3千円       |

支出

- |            |           |
|------------|-----------|
| 第1款 水道事業費用 | 789,000千円 |
| 第1項 営業費用   | 759,955千円 |
| 第2項 営業外費用  | 27,425千円  |
| 第3項 特別損失   | 620千円     |
| 第4項 予備費    | 1,000千円   |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額396,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,745千円、過年度分損益勘定留保資金356千円、当年度分損益勘定留保資金329,852千円及び建設改良積立金32,047千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	125,000 千円
第1項 企業債	100,000 千円
第2項 国庫補助金	1 千円
第3項 負担金	24,997 千円
第4項 出資金	1 千円
第5項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	521,000 千円
第1項 建設改良費	414,804 千円
第2項 企業債償還金	105,195 千円
第3項 補助金返還金	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備 事 業	100,000 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入の日から40年以内と し、その他については借入 先の融資条件による。ただ し、企業財政その他の都合 により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費用

第1項 営業費用 及び 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 82,664 千円 |
| (2) 交際費   | 10 千円     |

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の営業助成として、他の会計からこの会計へ補助を受ける金額は、公共消火栓維持管理のため8,440千円、市営住宅給水装置維持管理のため2,678千円、公共下水道事業会計職員庁舎使用のため1,547千円及びGISシステム保守等(下水道分)のための1,085千円である。

(他会計からの負担金)

第10条 水道事業の経費のうち、他の会計からこの会計へ負担を受ける金額は、公共消火栓設置のための3,500千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、17,000千円と定める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳



# 下水道事業会計



議案第7号

令和8年度矢板市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度矢板市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	5,000 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	1,469,723 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	4,026 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	管渠建設改良費 181,400 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	759,500 千円
第1項 営業収益	273,669 千円
第2項 営業外収益	485,828 千円
第3項 特別利益	3 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	737,200 千円
第1項 営業費用	701,007 千円
第2項 営業外費用	35,310 千円
第3項 特別損失	283 千円
第4項 予備費	600 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額173,500千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,531千円、当年度分損益勘定留保資金52,195千円及び未処分利益剰余金106,774千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	243,400 千円
第1項 企業債	102,800 千円
第2項 他会計補助金	90,000 千円
第3項 補助金	50,000 千円
第4項 受益者分担金	1 千円
第5項 受益者負担金	599 千円

支 出

第1款 資本的支出	416,900 千円
第1項 建設改良費	187,159 千円
第2項 企業債償還金	229,741 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備 事業	102,800 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入の日から40年以内と し、その他については借入 先の融資条件による。ただ し、企業財政その他の都合 により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 下水道事業費用

第1項 営業費用、 第2項 営業外費用 及び 第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 54,487 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業経営安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、265,047 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 未処分利益剰余金 106,774 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして  
106,774 千円

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

